

おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱

平成26年 4月 1日 治第 1号
(略)

改正 令和 2年 3月 25日 治第771号
改正 令和 3年 3月 19日 治第746号
改正 令和 4年 3月 18日 治第746号
改正 令和 5年 3月 31日 治第722号
改正 令和 5年 8月 10日 治第298号

(趣旨)

第1条 知事は、森林の持つ水源の涵養、県土の保全などの公益的機能を将来にわたって持続的に發揮させるために、おかやま元気な森づくり推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業区分、補助対象経費、交付の相手方、採択基準及び補助率は、別表1のとおりとする。

なお、補助の対象となる事業について、森林環境譲与税を財源とする補助金等を受けていないこととする。

2 市町村が県から補助金の交付を受けて補助事業者として事業を実施する場合（以下「市町村が補助事業者となる場合」という。）は、別表2に基づくものとし、市町村が事業主体に対して別表2に掲げる補助率以上に補助を行った場合に補助金を交付するものとする。

なお、この場合、市町村費の一部又は全てに森林環境譲与税を充てていないこととする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、事業の終了後速やかにおかやま元気な森づくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別に定める書類を添えて、施行地所轄の県民局長に提出しなければならない。

ただし、市町村が補助事業者となる場合は、別紙1に基づくものとする。

2 次に掲げる者に該当する場合は、前項の申請をすることができない。

(1) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者

(2) 岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、次により補助金の交付申請等を行う。

(1) 補助金の交付申請について委任を受けた者は、事業完了結果を確認の上、おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付申請書（様式第2号）に、別に定める書類及び委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

(2) 補助金の受領について委任を受けた者（以下「代理受領者」という。）は、代理受領に係る委任状を提出する。

4 事業主体は、事業の実施形態等により、次のように区分する。

(1) 森林組合が自己所有林（信託を受けた森林又は森林組合法（昭和53年法律第36号）第

26条第1項に規定する森林)に直営その他の方法により実行した場合の事業主体は森林組合

(2) 森林組合等が自己所有以外の森林につき受託施行した場合の事業主体は次による。

ア 委託者が、市町村又はおかやまの森整備公社である場合は、それぞれ市町村又はおかやまの森整備公社

イ 委託者が、市町村又はおかやまの森整備公社以外の場合は、森林組合等

(3) 事業主体となり得る者が自力で実行した場合又は森林組合や林業事業体に作業を請け負わせた場合は、当該事業主体

5 森林組合等が事業主体として実施する森林組合等受託施行の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

(1) 受委託契約の締結

森林組合等が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。

なお、森林組合等が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

(2) 森林所有者の従事

ア 森林所有者(森林を所有する会社等の従業員を含む。以下同じ。)は、原則、所有森林の事業(森林組合等受託施行として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。)に従事していないこと。

ただし、森林所有者が所有森林以外の森林の事業に従事した事業量(面積又は箇所数若しくは日数。本ただし書において同じ)が過半を占める場合、又は、所有森林の事業に当該森林所有者以外の者が従事した事業量が過半を占める場合は、この限りでない。

イ 森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、(1)及び(2)のアのほか、次の要件を満たすこと。

① 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

② 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

③ 森林組合等が直営労働力(臨時雇用を含む。)で実施した場合は、森林組合等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、並びに、関係法令で義務づけられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

(3) 判断の期間等

(2)のアのただし書の場合に該当するか否かを判断する期間は1会計年度とし、当該年度途中の補助金交付に当たって、同場合に該当することが確実と認められることに留意すること。

(4) 特例措置

災害の発生等から県知事がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

6 補助金の交付申請は、原則として事業主体が行うべきものであるが、補助事務の円滑な実施を図るため、市町村、森林組合、おかやまの森整備公社が事業主体である場合等のほかは、県民局长は、事業主体が森林組合等に該当事務を委任し、所要の手続きが行われるよう指導する。

7 補助金交付申請書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 1・四半期事業 5月31日

(2) 2・四半期事業 8月31日

(3) 3・四半期事業 11月30日

(4) 4・四半期事業 2月末日

8 事業主体は、交付申請に当たり、森林法第10条の8に基づく届け出、保安林内において伐採

届け又は作業許可など事業実施に必要な法的な措置を講ずること。

(補助金の交付)

第4条 県民局長は、交付申請書の受理後速やかに、別に定める「おかやま元気な森づくり推進事業調査要領」による施行地ごとの竣工検査を行う。

- 2 県民局長は、前項の竣工検査等が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定（様式第3号）を同時に行う。
- 3 補助金の代理受領者は、当該補助金の交付条件を事業主体に通知する。

(補助金の代理受領)

第5条 森林組合等は、事業主体の委任を受けて補助金の代理受領を行うことができるものとする。

- 2 森林組合等は、代理受領した補助金を次に掲げる事項に留意して速やかにこれを事業主体に交付する。
 - (1) 代理受領した補助金を30日以上滞留させるなど、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することができないようにする。
 - (2) 交付事務の適正を期するため、県民局長は、交付後に森林組合等から個々の事業主体に対する交付状況の報告を必ず徴し、支払未済のものがあるときは、実施状況調査を行い、交付状況を確認する等の措置をとるものとする。
- 3 代理受領した補助金は、県の交付に当たって示した内訳に従い、その全額を事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接事業に關係のある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。
 - (1) 補助金交付事務取扱手数料
 - (2) 当該施行地の森林保険料
- 4 森林組合等が受ける補助金事務取扱手数料は、原則として実費の範囲内とする。
- 5 森林組合等が事務取扱手数料についての料率を定めようとする場合には、総会の議決を経た上、県民局長に報告するものとする。

(補助金に係る帳簿等の整備、保管)

第6条 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 2 第3条第2項に規定する代理受領者は、代理受領した補助金の支払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管しなければならない。

(義務)

第7条 事業主体は次の措置をとらなければならない。

- (1) 植栽の施行地については10年間の森林保険等に加入すること。
また、除伐・間伐の施行地については3年間の森林保険等に加入するよう努めること。
- (2) 当該植栽地につき、植栽後5年間毎年1回以上の下刈手入れ及び補植を行い、成林に必要な保育管理に努めること。
- (3) 事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道に係る間伐等保育作業等計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還する

こと。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備事業又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）。

イ 当該補助事業で開設又は補修した作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

(4) 作業道整備に係る間伐等作業については、採択基準以上実施しなければならない。

2 補助事業における消費税の額の取扱いについて

(1) 事業主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、補助金交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合において知事は消費税仕入控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

(2) 事業主体は、補助金の額確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（様式第4号）により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

（補助金交付実績報告）

第8条 県民局長は、おかやま元気な森づくり推進事業実績報告書（様式第5号）を翌年度の4月20日までに知事に報告するものとする。

（その他）

第9条 事業主体は、おかやま森づくり県民税を財源としているこの事業により森林整備等を推進していることを森林所有者等へ広くPRすること。

2 事業主体は、おかやま森づくり県民税の目的に沿った各種活動について協力すること。

3 その他、事業実施上の細部の取扱いについては、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成26年7月14日 治第269-1号）

この要綱は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成27年4月1日 治第43号）

この要綱は、平成27年度事業から適用する。

附 則（平成28年4月1日 治第44号）

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

附 則（平成28年7月29日 治第331号）

この要綱は、平成28年度2-四半期事業から適用する。

附 則（平成29年3月24日 治第768号）

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年10月1日 治第348号）

この要綱は、平成30年度3-四半期事業から適用する。

附 則（平成31年3月29日 治第694号）

この要綱は、平成31年度事業から適用する。

附 則（令和 2年3月25日 治第771号）

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附 則（令和 3年3月19日 治第746号）

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

附 則（令和 4年3月18日 治第746号）

この要綱は、令和4年度事業から適用する。

附 則（令和 5年3月31日 治第722号）

この要綱は、令和5年度事業から適用する。

附 則（令和 5年8月10日 治第298号）

この要綱は、令和5年8月10日から適用する。

別表1（第2条関係） 補助の対象及び補助率

事業区分	補助対象経費	交付の相手方	採択基準	補助率
除伐・間伐 (機能強化型)	除伐及び間伐(切捨)に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合 ・市町村	1 おかやま元気な森づくり推進事業実施要領(平成26年4月1日付け、治第2号)による。	定額
森づくり作業道整備	作業道開設に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合 ・市町村	2 森づくり作業道の開設及び機能強化は、岡山県森林作業道作設指針(平成23年4月28日付け、治第69号)及び岡山県森林作業道実施基準(平成23年8月25日付け、治第611号)による。	別に定める補助基本額の1/2以内
	作業道機能強化(補修・災害予防措置)に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合 ・市町村		実行経費の1/2以内
	作業道機能強化(路面排水施設計画(実施を伴うもの))に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合 ・市町村		補助基本額の1/2以内
	作業道点検に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合 ・市町村		補助基本額の1/2以内
搬出促進	国庫補助事業により間伐を実施したスギ材について山土場から岡山県内の原木市場への搬送に要する経費	・国庫補助事業における当該事業主体	別に定める補助基本額の1/2以内	
多様な森づくりの推進	広葉樹林・針広混交林・複層林の造成、下刈り、雪起こし、枝打ち、針広混交林等誘導伐、獣害対策に要する経費	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合 ・市町村	定額 獣害対策のうち点検・改修については、別に定める補助基本額の1/2以内	
ドローン資材運搬促進	国庫補助事業により実施した人工造林、鳥獣害防止施設等整備の苗木等資材のドローン運搬に要する経費。ただし、再造林に係るものに限る。	・国庫補助事業における当該事業主体		実行経費の1/2以内
G N S S 測量促進	国庫補助事業によりG N S S 測量を活用して実施した人工造林、樹下植栽等、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐に要する経費	・国庫補助事業における当該事業主体		補助対象経費の1/100以内

※森林組合及び林業事業体を「森林組合等」とする。

別紙1（第3条関係）

市町村が補助事業者となる場合

市町村が補助金の交付を受けて補助事業者として事業を実施する場合は、以下のとおりとする。

（交付申請）

- 1 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第6号）に、別に定める書類を添付して、管轄する県民局長に提出する。

（交付決定）

- 2 県民局長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付申請の取り下げ）

- 3 補助金の交付の申請をした市町村は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

（交付申請の変更又は廃止）

- 4 補助金の交付の決定を受けた市町村は、規則第9条の規定により、補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第8号）を県民局長に提出する。

（軽微な変更）

- 5 規則第10条ただし書きに規定する知事が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものを除く変更とする。

（1）事業費の20%を超える増減

（2）作業種の新設又は廃止

（3）間伐の事業量の20%を超える増減

（実績報告）

- 6 市町村は、事業の終了後速やかに（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）補助事業実績報告書（様式第9号）に別に定める書類を添付して、施行地を管轄する県民局長に提出する。

なお、提出期限は、3月20日までとする。

（補助金の交付の確定）

- 7 補助事業実績報告書を受理した県民局長は、完了確認を行い、適當と認めたときは、補助金の額の確定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

別表2（第2条関係） 補助の対象及び補助率（市町村が補助事業者となる場合）

事業区分	補助対象経費	交付の相手方	事業主体	採択基準	補助率
除伐・間伐 (機能強化型)	除伐及び間伐(切捨)に要する経費		・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合	1 おかやま元気な森づくり推進事業実施要領(平成26年4月1日付け、治第2号)による。	定額
森づくり作業道整備	作業道開設に要する経費	市 町 村	・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合	2 森づくり作業道の開設及び機能強化は、岡山県森林作業道作設指針(平成23年4月28日付け、治第69号)及び岡山県森林作業道実施基準(平成23年8月25日付け、治第611号)による。	別に定める補助基本額の1/2以内
	作業道機能強化(補修・災害予防措置)に要する経費				実行経費の1/2以内
	作業道機能強化(路面排水施設計画(実施を伴うもの))に要する経費				補助基本額の1/2以内
	作業道点検に要する経費				補助基本額の1/2以内
搬出促進	国庫補助事業により間伐を実施したスギ材について山土場から岡山県内の原木市場への搬送に要する経費		・国庫補助事業(造林事業)における当該事業主体(市町村を除く)		別に定める補助基本額の1/2以内
多様な森づくりの推進	広葉樹林・針広混交林・複層林の造成、下刈り、雪起こし、枝打ち、針広混交林等誘導伐、獣害対策に要する経費		・森林所有者 ・森林組合等 ・生産森林組合		定額 獣害対策のうち点検・改修については、別に定める補助基本額の1/2以内
ドローン資材運搬促進	国庫補助事業により実施した人工造林、鳥獣害防止施設等整備の苗木等資材のドローン運搬に要する経費。ただし、再造林に係るものに限る。		・国庫補助事業における当該事業主体		実行経費の1/2以内
G N S S 測量促進	国庫補助事業によりG N S S測量を活用して実施した人工造林、樹下植栽等、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐に要する経費		・国庫補助事業における当該事業主体		補助対象経費の1/100以内

※ 補助率は、市町村に対する補助率。
森林組合及び林業事業体を「森林組合等」とする。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

(申請者)

住 所
氏 名

年度おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付申請書

年度において、おかやま元気な森づくり推進事業補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内訳書（別に定める様式）

2 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 実測図
- (3) 平面図、標準断面図等（作業道整備等）
- (4) 森林施業計画図（作業道整備）
- (5) 施行状況写真
- (6) 森林組合等へ委託する場合については、委託契約書の写し
- (7) 請負に付した場合は、請負契約書の写し
- (8) 間接費率の適用に係る証明書
- (9) 実行経費を用いて補助金額を決定するものについては、実行経費を確認しうる関係書類の写し
- (10) 搬出促進事業については、出荷量が確認できる伝票等の写し及び当該申請箇所の造林事業補助金交付明細書の写し
- (11) 県徴収金等の滞納がないことの証明（複数の交付申請をする場合は原本を添付したもの以外は写しの添付でも可）
- (12) その他申請に必要な書類

※申請内容に応じて項目を削除

様式第2号（第3条の3関係）（代理申請）

第 号
年 月 日

岡山県○○県民局長 殿

申請代理人

住 所

氏 名 （団体名及び代表者名）

年度おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付申請書

年度において、別紙内訳書のとおりおかやま元気な森づくり推進事業補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類及び委任状を添えて申請します。

記

1 申請内訳書（別に定める様式）

2 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 実測図
- (3) 平面図、標準断面図等（作業道整備等）
- (4) 森林施業計画図（作業道整備）
- (5) 施行状況写真
- (6) 森林組合等へ委託する場合については、委託契約書の写し
- (7) 請負に付した場合は、請負契約書の写し
- (8) 間接费率の適用に係る証明書
- (9) 実行経費を用いて補助金額を決定するものについては、実行経費を確認しうる関係書類の写し
- (10) 搬出促進事業については、出荷量が確認できる伝票等の写し及び当該申請箇所の造林事業補助金交付明細書の写し
- (11) 県徴収金等の滞納がないことの証明（複数の交付申請をする場合は原本を添付したもの以外は写しの添付でも可）
- (12) その他申請に必要な書類

※申請内容に応じて項目を削除

補助金の交付決定及び額の確定通知書

年　月　日付けで申請の　年度　四半期のおかやま元気な森づくり推進事業補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則56号）第5条第1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、併せて確定したので、同規則第7条及び第14条の規定により通知する。

年　月　日

県民局長

印

記

- 1 補助金の交付決定及び確定額　金　円也
(内訳は、別紙補助金明細書のとおり)
- 2 事業主体は、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則56号）及びおかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱（平成26年4月1日付け治第1号）に従わなければならない。
- 3 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - (1) 植栽の施行地については、10年間の森林保険等に加入すること。
また、除伐・間伐の施行地については、3年間の森林保険等に加入するよう努めること。
 - (2) 当該植栽地につき、植栽後5年間毎年1回以上の下刈・手入れ及び補植等を行い、成林に必要な保育管理に努めること。
 - (3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備事業又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (4) 作業道整備に係る間伐等作業について、採択規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして、知事が認めたときを除く。）は、当該作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 4 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管すること。
- 5 補助金の交付に係る代理受領者は、代理受領した補助金の支払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管すること。
- 6 補助金の代理受領者は、受領した補助金をすみやかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
- 7 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により該当の補助金の交付決定及び額の確定通知書番号等を速やかに知事に報告するとともに知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請を消費税仕入控除税額等に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

様式第4号（第7条の2関係）

第
年
月
日
号

岡山県知事 殿

補助事業者名
(団体名及び代表者名)

年度消費税仕入税額控除適用報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定及び額の確定通知のあったおかやま元気な森づくり推進事業補助金について、同通知の記の7の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 岡山県補助金等交付規則第7条及び第14条に基づく交付決定及び確定額

(　年　　月　　日付け　　第　　号による交付決定及び額の確定通知額) 金 円

2 造林者番号

(　年　　月　　日付け　　第　　号による交付決定及び額の確定通知による。)

3 補助事業者名（森林所有者）

4 施行場所

5 1のうち該当する補助金の交付決定及び確定額

金 円

様式第5号(第8条関係)

○○年度おかやま元気な森づくり推進事業実績報告書

○○県民政局(○○地域森林課)

作業種	区分	市町村	事業主体	事業量(ha,m,箇所)	事業費(円)	補助金額(円)	備考
除伐・間伐	機能強化型 (ha)						
	計						
森づくり作業道整備	開設 (m)						
	計						
	機能強化 (補修・災害予防措置) (m)						
	計						
	機能強化 (路面排水施設計画・実施) (箇所)						
	計						
	点検 (m)						
	計						
搬出促進	スギ材の 搬出促進 (ha)						
	計						
多様な森づくりの推進	植栽 (ha)						
	計						
	下刈り (ha)						
	計						
	雪起こし (ha)						
	計						
	枝打ち (ha)						
	計						
	針広混交林等 誘導伐 (ha)						
	計						
	獣害対策 (設置) (m)						
	計						
	獣害対策 (点検・改修) (m)						
	計						
ドローン資材運搬 促進	ドローンによる 資材運搬 (箇所)						
	計						
GNSS測量促進	GNSS測量 (ha)						
	計						
合計							

※留意事項

- ・地域森林課分は、別様で作成すること。
- ・搬出促進事業は備考欄に出荷材積を記載すること。
- ・獣害対策については、備考欄に実施面積を記載すること。

様式第6号（別紙1の1関係）

() 第 ○ ○ 号
年 月 日

岡山県○○県民局長 殿

申請者 市町村長

年度補助金等交付申請書

年度において、おかやま元気な森づくり推進事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 補助金等の交付申請額 | 円 |
| 2 添付書類（別に定める様式） | |

（市町村名）

補助金等交付決定通知書

年 月 日付け、 第 号で交付申請のあった 年度おかやま元気な森づくり推進事業費補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県 県民局長

記

- 1 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け第 号で申請のあった 年度おかやま元気な森づくり推進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費内訳欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、次の各号により算出した額のうち最も低い額とする。
 - (1) 規則第7条の規定による補助金等の交付の決定の通知の補助金の額（変更された場合は変更された額とする）
- 5 市町村は、「岡山県補助金等交付規則」（昭和41年8月17日付け、岡山県規則第56号）、「おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱」（平成26年4月1日付け、治第1号）及び「おかやま元気な森づくり推進事業実施要領」（平成26年4月1日付け、治第2号）、その他関係する規程に従わなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 市町村は、補助事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。
- (2) 市町村は、補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。
- (3) 市町村は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならぬ。
- (4) 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならぬ。
- (5) 市町村は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る

消費税仕入控除税額が明らかでないため、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア 市町村は、補助事業の実績報告を行うに当たって、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 市町村は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に報告するとともに、知事に返還しなければならない。

ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の翌年度の6月15日までに行うものとする。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌々年度の6月15日までに報告するものとする。

(6) 市町村は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(7) 市町村は、知事及び県民局長（以下「知事等」という。）が行う本事業に係る調査等に協力するとともに、知事等から本事業に係る関係書類及び資料の提示又は提出を求められたときは、これに応じなければならない。

7 市町村が知事から交付された補助金を更に事業主体へ交付するときには、知事に付された上記(5)から(7)に掲げる条件と同趣旨の条件及び次の条件を事業主体及び森林所有者に対して付さなければならない。

(1) 事業主体及び森林所有者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) 事業主体及び森林所有者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付せざることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載されている場合は、知事の承認を受けたものとする。

(3) 事業主体及び森林所有者は、補助事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、市町村を通じてあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を得て、当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、市町村を通じて知事に協議することができる。

- (4) 事業主体及び森林所有者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を市町村を通じて知事に納付しなければならない。
- (5) 植栽の施行地については、10年間の森林保険等に加入すること。
また、除伐・間伐の施行地については、3年間の森林保険等に加入するよう努めること。
- (6) 植栽地については、植栽後5年間毎年1回以上の下刈・手入れ及び補植等を行い、成林に必要な保育管理に努めること。
- 8 知事は、市町村及び事業主体が交付の条件に違反した場合又は補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 9 市町村は、事業主体（代理申請を含む）に対して、5、7から8の条件を通知しなければならない。

別記（記の7の（3）関係）

施設等	転用制限基準	補助金の返還範囲
植栽、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐・間伐、針広混交林等誘導伐、獣害対策の施行地	補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備事業又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとするとき。	全部又は一部
森づくり作業道	補助金交付年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該森林作業道等について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

様式第8号（別紙1の4関係）

() 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○県民局長 殿

申請者 市町村長名

補助金等交付決定変更 承認申請書
補助事業等中止(廃止)

年 月 日付け岡山県指令（ ）第○○号で交付決定通知のあった 年度おかやま元気な森づくり推進事業費補助金について、 下記のとおり変更 したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

3 中止の期間

（注）記2については変更のとき、記3については中止のときのみ記載すること。
(または、不要なものは抹消すること。)

様式第9号（別紙1の6関係）

() 第 ○ ○ 号
年 月 日

○○県民局長 殿

申請者 市町村長名

年度おかやま元気な森づくり推進事業実績報告書

年 月 日付け岡山県指令（ ）第 号で補助金交付の決定の通知があつたおかやま元気な森づくり推進事業を実施したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類（別に定める様式）

様式第10号（別紙1の7関係）

岡山県指令 第 号
(市町村名)

補助金等額の確定通知書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付の決定を通知した平成 年度
おかやま元気な森づくり推進事業費補助金の額を 円に確定したので、岡山県補助金等
交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第14条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県○○県民局長